

## 東海市告示第40号

令和7年度障がい者日常生活用具給付事業実施要綱を次のように定める。

令和7年4月1日

東海市長 花 田 勝 重

### 令和7年度東海市障がい者日常生活用具給付事業実施要綱

#### (目的)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項に規定する地域生活支援事業のうち、日常生活用具支給事業の実施によって、法第4条に規定する障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）に対し、日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することにより、日常生活の便宜を図り、もって障がい者等の福祉の増進に資することを目的とする。

#### (事業内容)

第2条 障がい者等の日常生活上の便宜を図るため、別表第1に定める種目の用具を費用給付事業利用者に対して用具費の支給を行う。

#### (用具の種目及び対象者)

第3条 給付の対象となる用具は、別表第1の種目の欄に掲げる用具とする。

2 給付の対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている障がい者等又は市外に居住する法第19条第3項に規定する特定施設入所等障害者であって同項に規定する特定施設への入所前に有した居住地（同項に規定する継続入所等障害者にあつては、最初に入所した特定施設への入所前に有した居住地。以下「居住地特例地」という。）が市内であるもののうち、別表第1に掲げる種目の区分ごとに同表に掲げる対象者に該当するものとする。ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により、給付の対象となる用具の貸

与又は購入費の支給を受けられる者及び居住地特例地が他の市町村の区域内である者を除く。

(給付の申請)

第4条 用具の給付を受けようとする者は、日常生活用具給付申請書に次に掲げる書類（当該者が難病等疾患である場合には、日常生活用具給付意見書及び特定医療費受給者証の写し）を添えて市長に申請するものとする。

(1) 用具の見積書

(2) 給付を受けたい用具の詳細が確認できるカタログ等の写し。ただし、ストマ用装具又は紙おむつを申請する場合には、添付を省略することができる。

(3) 知的障がいB判定若しくはC判定若しくは精神障がい3級の障がい者等が頭部保護帽の給付を申請する場合、呼吸器機能障がい以外の者がネブライザー（吸入器）若しくは電気式たん吸引器の給付を申請する場合又は呼吸器機能障がい若しくは心臓機能障がい以外の者がパルスオキシメーターの給付を申請するにあつては、日常生活用具給付意見書

(4) 居宅生活動作補助用具の給付の申請をする場合にあつては、住宅改修に係る見積書、工事前後の図面及び改修前の写真

2 既に給付を受けている用具と同一の用具の再給付に係る申請については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）等を参考に、当該用具の耐用年数を勘案の上、再給付することとする。ただし、耐用年数の期間を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となった場合は、この限りではない。

(支給決定)

第5条 前条第1項の規定による申請があつたときは、市長は、速やかに給付対象者の身体の状態、介護の状態、家庭の経済状況、住宅環境等を調査した上で、その適否を決定し、申請者に日常生活用具決定通知書及び日常生活用具給付券、並びに日常生活用具却下通知書により通知するものとする。

2 障がい者等の申請の手続きの利便を考慮し、一部の排泄管理支援用具については、給付券を一括して交付することができる。

(1) ストマ用装具、紙おむつ等については、暦月を単位として2か月ごとに給付券1枚を交付する。

(2) 別表第1に掲げる基準額の範囲内で1か月に必要とする排泄管理支援用具に相当する額の2か月分の額を給付券1枚に記載して交付する。

(3) 給付券は、申請1回につき6か月分まで一括交付することができる。

(費用の負担)

第6条 前条の規定による給付の決定を受けた者は、当該決定を受けた用具の購入に要する費用の全部又は一部を負担しなければならない。この場合における費用は、別表第1に掲げる種目の区分ごとに、同表に掲げる基準額の欄に定める額の範囲内とし、給付の決定を受けた者が負担する額は別表第2に掲げる世帯区分により算出した額とし、用具の購入に要する費用が基準額を超える場合には、用具の購入に要する費用と基準額との差額を利用者等が負担するものとする。ただし、点字図書の支給に係る費用に関しては、点字図書価格と一般図書の差額に相当する額とする。

2 給付対象者は、前項の自己負担額を、用具の引渡しを受けた日に、当該引渡しを行った業者に対し、直接支払うものとする。

(費用の請求)

第7条 前条第2項の引渡しを行った業者は、原則、用具の引渡しの際、利用者等から給付券に受領確認の記名されたものを回収し、これを添付の上、給付券に記載された公費負担額について市長へ請求するものとする。

2 居宅生活動作補助用具の給付に係る請求にあたっては、前項に掲げるもののほか、完了届及び改修前後の写真を添付するものとする。

(用具の管理)

第8条 用具の給付を受けた利用者等は、当該用具を譲渡し、交換し、貸付し、又は担保に供してはならない。

(費用の返還)

第9条 用具の給付を受けた利用者が偽りその他不正の手段により用具の給付を受け、又は前条の規定に違反したと認めるときは、当該用具の給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、日常生活用具の給付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。